

新型コロナウイルス感染症に関する 県の取り組みについて

令和2年3月30日(月)
福井県新型コロナウイルス感染症対策本部

新型コロナウイルス感染症に関する対応状況について

総務部

(高等教育機関および私立学校への周知について)

- ・ 県内高等教育機関および私立小中学校・高等学校に対し、新型コロナウイルス感染症へのマスクや手洗いによる予防の徹底について および 児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合等の対応について通知し、注意喚起を実施。
- ・ 県内高等教育機関および私立小中学校・高等学校における対応(3月30日時点)

学校名	入学式	授業開始日	
		当初	変更後
福井大学	規模縮小 4月6日(月)	4月9日(木)	4月22日(水)
福井県立大学	中止	4月8日(水)	検討中
敦賀市立看護大学	規模縮小 4月3日(金)	4月8日(水)	検討中
福井工業大学	中止	4月10日(金)	5月11日(月)
仁愛大学	中止	4月8日(水)	検討中
福井医療大学	中止	4月9日(木)	検討中
仁愛女子短期大学	中止	4月6日(月)	変更なし
福井工業高等専門学校	規模縮小 4月5日(日)	4月7日(火)	検討中

学校名	春季休業	入学式
かつわたりもの村小中	3月21日(土)から4月11日(土)	4月12日(日)
敦賀気比中	3月19日(木)から4月7日(火)	4月7日(火) 検討中
福井中	3月25日(水)から4月7日(火)	4月6日(月) 規模縮小
北陸中	3月25日(水)から4月7日(火)	4月7日(火) 規模縮小
北陸高校	3月25日(水)から4月7日(火)	4月7日(火) 規模縮小
仁愛女子高校	3月22日(日)から4月7日(火)	4月7日(火) 規模縮小
福井高校	3月25日(水)から4月7日(火)	4月6日(月) 規模縮小
啓新高校	3月20日(金)から4月7日(火)	4月7日(火)
敦賀気比高校	3月19日(木)から4月7日(火)	4月7日(火) 検討中
福井南高校	3月24日(火)から4月7日(火)	4月7日(火) 規模縮小

新型コロナウイルス感染症に関する対応状況について

総務部

(職員の対応に関する周知)

各所属に対し以下の内容を周知 (2月27日)

- ・公共交通機関を利用して通勤する職員の時差出勤の実施
①7:30~16:15 ②9:30~18:15
- ・不要不急の県外出張の自粛

Office365の庁外利用手続を積極的に行うよう周知 (2月27日)

感染した場合に重症化するリスクが高い職員等を対象に、統計情報課所有の貸出端末等を使用し、試行的にテレワーク (在宅勤務) を実施 (3月2日より)

職員やその親族に発熱等の風邪症状が見られる場合や、学校の臨時休業により子の世話をを行う場合などは、当面の間、特別休暇扱いとする (3月2日より)

職員の海外渡航について、事前の注意喚起および帰国した後の対応等を周知 (3月12日)

県内初の感染者確認を受け、職員に対し出勤前の検温実施や、職場環境における十分な換気等の再度徹底を周知 (3月19日)

新型コロナウイルス感染症に関する対応状況について

総務部

(総合相談電話窓口の開設)

- ・広報広聴課内に、企業経営や雇用、学校の対応などの各種相談先を案内する「新型コロナウイルス感染症に関する総合相談電話窓口」を開設。あわせて、県内の各種相談窓口一覧をホームページに掲載 (3/16~)

新型コロナウイルス感染症に関する対応状況について

産業労働部

- ・ 県国際交流協会のHPを通じ感染予防法等の注意喚起（やさしい日本語・中国語・英語・ポルトガル語・ベトナム語）（1/23～）
- ・ 県国際交流会館旅券窓口、各出先旅券窓口において、最新の外務省海外安全情報を掲示するとともに、旅券交付時に口頭で注意喚起（1/23～）
- ・ 中小企業・小規模事業者から資金繰り等の相談を受け付ける「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」を産業政策課内に開設（1/30～）
- ・ 新型コロナウイルスの影響を受けて資金繰りに支障が出ている中小企業者が、経営安定資金特別資金を利用できるよう制度融資の融資条件を一部改正（2/13～）
- ・ 中小企業の資金繰りを支援するため、国に対し、保証協会による無担保保証枠の拡大、保証料率の引き下げを要請し、3/2付けで指定（中小企業信用保険法4号指定）
- ・ トイレトーパー等不足に関して、落ち着いて購買行動をとるよう県民向けのコメントを発表（3/2）
- ・ 県営の水道水の供給に支障がないよう、水道事業新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催（3/2、3/19）

新型コロナウイルス感染症に関する対応状況について

産業労働部

- ・ 福井ベンチャーピッチ（3/6）の来場者を制限し、You Tubeを使ってリアルタイムで動画配信（ふくい産業支援センター主催）
 - ・ 県内金融機関に対し、制度融資の積極的活用と既往借入金の返済猶予など柔軟な対応を要請（3/16）
 - ・ 新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者・個人に対する支援制度をとりまとめたパンフレットを作成し、市町・関係団体に配布するとともに、HPにも掲載（3/16）
 - ・ 福井県経済団体連合会に対し、雇用維持への配慮に関する要請を実施（3/17）
 - ・ 所管団体等を通じた情報収集と県内企業への情報提供を引き続き実施
- (参考)
- ・ 全国的に業況の悪化している業種として、旅館・ホテル、食堂、レストラン、学習塾等の40業種が追加指定され、保証協会による無担保保証枠が拡大（3/6～中小企業信用保険法5号指定）

新型コロナウイルス感染症に関する対応状況について

安全環境部

- ・ 消毒液の設置、感染症予防チラシの掲示、窓口職員のマスク着用
(自然保護センター、海浜自然センター、年縞博物館、里山里海湖研究所(自然観察棟)等)

交流文化部

- ・ 消毒液の設置、感染症予防チラシの掲示、窓口職員のマスク着用
(歴史博物館、美術館、若狭歴史博物館、一乗谷朝倉氏遺跡資料館、各Uターンセンター、福井運動公園、武道館、指定管理施設等)
- ・ 旅行業者、宿泊施設、市町観光・文化担当課等への継続的な情報提供、観光産業への影響の把握
- ・ 宿泊施設・飲食店のテイクアウト・デリバリー実施の支援(WE B紹介)(3/23~)
- ・ ふくいWE B合同企業説明会の追加開催(計3回:4/2、4/6、4/9)
- ・ 事態終息後の観光キャンペーンの検討、合同企業説明会開催の検討

新型コロナウイルス感染症に関する対応状況について

農林水産部

- ・ 農林水産業への品目別(米、野菜、花き、牛乳、牛肉・豚肉、かに他)および業態別(生産者、流通事業者、農家・漁家民宿)の影響調査・情報収集
- ・ 市町管理県有施設(すいせんの里、ミルク工房奥越前)に感染症対策の徹底を指導
- ・ 新設された日本政策金融公庫による無利子・無担保融資の周知および相談窓口の設置(3/12~)
- ・ 消毒液の設置、感染症予防チラシの掲示、窓口職員のマスク着用
(内水面総合センター、総合グリーンセンター等県民の利用する施設)
- ・ 各農林総合事務所等より県内市町に「新型コロナウイルス感染症発生時の対応・業務継続に関するガイドライン」(農林水産省)を周知(3/18)

新型コロナウイルス感染症に関する対応状況について

土木部

- ・ 注意喚起のためのポスターの掲示、チラシの配布等（1月末～）
【土木事務所、ダム建設事務所、港湾事務所、空港事務所、県営住宅、船舶代理店等】
- ・ 来客者の手指消毒液を入り口等に設置（1月末～）
【土木事務所、港湾事務所、空港事務所等】
- ・ 河内川ダムの見学者受け入れを一時中止（2/25～）
※団体受け入れの可能な見学スペースがあるのは河内川ダムのみ
- ・ 九頭竜川浄化センターの見学者受け入れを一時中止（2/27～）

新型コロナウイルス感染症に関する対応状況について

地域戦略部

- ・ 鉄道事業者に対し、車内へのチラシの掲示や主要駅でのアナウンスなど、利用客への呼びかけを要請（2/14～）
- ・ 鉄道・バス事業者、県バス協会、県タクシー協会、県トラック協会、各市町バス担当課に対し、県内での感染拡大を防ぐため、感染症対策について周知を要請（2/19～）
- ・ 市町に対し、時差出勤（2/27～）、テレワーク等（2/28～）の柔軟な勤務体制の確保を要請
- ・ 消毒液の設置、感染症予防チラシの掲示、窓口職員のマスク着用
（嶺南振興局、東京・大阪事務所、生活学習館、若狭湾エネルギー研究センター）

警察本部

・運転免許更新手続の臨時対応の対象者拡大 (3/25)

(今後の方針)

「福井県警察新型インフルエンザ等対策行動計画」等に基づき、感染拡大等情勢の進展に応じた

職員の感染予防対策や業務継続計画に基づく警察力の維持
新型コロナウイルス感染症に関連した犯罪の発生抑止及び検挙
県等関係機関の要請に応じた水際対策・医療活動の支援
等の措置を講じ、混乱に乗じた不測の事態にも的確に対処する方針

新型コロナウイルス感染症を理由とする免許手続（対象者の拡大）

新型コロナウイルスへの感染やそのおそれを理由に、運転免許証の通常の更新手続を受けることができない・できなかった方については、以下のとおり対応します。

免許証の更新期限が 過ぎてしまった方

更新期限の前に、運転者教育センターに本人が運転免許証を持参し、申し出ていただくことで、更新期限後であっても3か月間は運転が可能になります（※）。

【対象者】

免許証の更新期限が令和2年3月13日～4月30日までの間である方（対象者が拡大されました）

※ この期間の間に、講習の受講や適性検査の受検を含む、通常の更新手続を改めて受けていただく必要があります。

受付場所：福井県内の運転者教育センター

平日（月～金）午前9時30分～午前11時、午後2時～午後4時

免許証の更新期限が 過ぎてしまった方

運転免許証を更新できず、免許を失効させてしまった場合には、再取得の手続きが必要です。

試験の免除、手数料の減額、実施日時等詳しくは、下記にお問合せください。

問合せ先：福井県運転者教育センター（春江） 0776-51-2820 嶺南運転者教育センター 0770-45-2121

丹南運転者教育センター 0778-21-3613 奥越運転者教育センター 0779-66-7700